

キタムラ健康保険組合並びに事業主が共同で実施する

健康診断事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。キタムラ健康保険組合では、健康診断事業について、事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 事業主との健康診断事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業者）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主とともに、健康診断事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

定期健診、生活習慣病予防健診、人間ドックの受診者に係る氏名、生年月日、性別、事業所名、被保険者名（従業者名）、健診種目名、健診受診日、健診実施機関名、検査数値、所見および相談・指導内容 → リンク：[主な検査項目のページへ](#)

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ 事業主 人事総務部 健康診断担当
- ・ キタムラ健康保険組合

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 事業主においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、キタムラ健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、人事総務部 健康診断担当部門にデータ保存し、当社産業医の判定と指示にしたがって、保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ キタムラ健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、事業主とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者について

健診データの管理責任者は、事業主の人事総務部長とキタムラ健康保険組合の理事長です。